

## 金沢プール指定管理者募集要項

金沢プールは、スポーツの拠点として平成2年に金沢市制百周年記念事業の一環で開設した金沢市城北市民運動公園において、多様なニーズに対応した「市民スポーツの推進及びスポーツ交流の拠点」として整備した施設です。

金沢市は、平成27年3月に「金沢市スポーツ推進計画」を策定し、『「スポーツで人とまちを元気にする」まちづくり』を推進し、スポーツが充実した市民生活とまちの活力を生み出す一翼を担う、スポーツが文化として認識されている社会の確立を目指しており、金沢プールには以下の機能を求めています。

- ・一般利用からトップアスリートまで多様なニーズに対応し、大会開催・一般利用・併用利用など利便性の高い「いつでも・だれもが泳ぎに来れるプール」
- ・公園施設との連携による、新たな「健康」と「スポーツ」への架け橋となる施設
- ・（公財）日本水泳連盟の国際公認プール施設として、利便性・安全性に配慮した、競技に集中できる環境の創出
- ・防災拠点として太陽光発電等を取り入れ、災害時においても施設機能を維持し安全・安心を守る施設

金沢市では、指定管理者の創意工夫に基づいた管理運営により、質の高いサービスを施設利用者に提供するとともに、前述した内容の達成と効率的な管理が図られることを期待し、金沢プールの指定管理者（管理運営を実施する団体）を募集します。



## 1. 施設の概要

- (1) 名 称 金沢プール
- (2) 所 在 地 金沢市磯部町地内
- (3) 供用開始 平成 29 年 4 月
- (4) 施設規模及び内容  
別紙のとおり
- (5) 使用時間 午前 9 時から午後 9 時まで
- (6) 休 業 日 年末年始（12 月 28 日から翌年 1 月 3 日まで）  
毎週月曜日（その日が休日（国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）第 3 条に規定する休日をいう。）に当たるときは、その日の直後の休日以外の日）  
※ただし、夏休み期間中である 7 月、8 月の休業日に各々 2 日ずつ営業するものとします。
- (7) 利用者数 年間約 1 4 5, 0 0 0 人（見込）

## 2. 指定管理者として行う業務の範囲

- (1) 金沢プールの使用の許可に関すること
  - (2) 金沢プールの使用に係る料金（以下「利用料金」という。）に関すること
  - (3) 金沢プールの施設及び設備の維持管理に関すること
  - (4) その他金沢プールの管理上金沢市が必要があると認める業務
- ※ 詳細については、別紙「金沢プール指定管理者の業務仕様書（以下「仕様書」という。）」を参照してください。

## 3. 指定期間

平成 29 年 1 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日まで

（供用開始日前日までは、供用開始に向けた準備期間となります。また、指定期間中、会計年度（4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日まで、平成 28 年度は 1 月 1 日から 3 月 31 日まで）ごとに、金沢市と細目を定める協定を締結するものとします。）

## 4. 利用料金及び指定管理料

- (1) 金沢プールは利用料金制度を適用しますので、利用料金は、指定管理者の収入となります。
- (2) 指定管理業務に係る経費は、委託料として会計年度ごとに支払います。指定管理料は、管理運営費合計から利用料金収入等を差し引いた額とします。

## 5. 応募資格及び欠格条項

### (1) 応募資格

- ① 応募者は、法人その他の団体（以下「法人等」という。）で、指定期間中、安全

かつ円滑に対象施設の管理運営を行うことができるものとしします。

- ② 応募者は、金沢市内に主たる事務所（本店）を有する法人等でなければなりません。

（２）グループ応募について

- ① グループで応募する場合、応募時に共同事業体を結成することとします。
- ② 構成員の中から、代表団体を定めてください。
- ③ 構成員の半数以上が、金沢市内に主たる事務所（本店）を有する法人等でなければなりません。
- ④ 協定の締結に当たっては、共同事業体の構成員全てを協定当事者としします。
- ⑤ 選定後の協議は、代表団体を中心に行いますが、協定に関する責任は、共同事業体の構成員全てが負うこととなります。

（３）複数応募の禁止

- ① 単独で応募した法人等は、グループ応募はできません。
- ② グループ応募の代表団体及び構成団体は、複数のグループ応募はできません。

（４）グループ応募の代表団体及び構成団体の変更

グループ応募の場合、代表団体及び構成団体の変更は原則として認めません。

（５）欠格条項

次に該当する法人等（グループ応募の代表団体及び構成団体を含む。）は、応募者となることができません。

- ① 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当するもの
- ② 応募書類提出時点において、金沢市入札参加資格者指名停止措置要領に基づき指名停止期間中であるもの
- ③ 応募書類提出時点において、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 11 項の規定に基づき指定を取り消され、かつ、その取消の日から 2 年を経過していないもの
- ④ 税を滞納しているもの
- ⑤ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき更生又は再生手続開始の申立がなされ、かつ、その手続が終結していないもの
- ⑥ 役員（役員として登記又は届出がされていないが、事実上経営に参画している者を含む。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は暴力団関係者（暴力団の構成員及び暴力団に協力し、又は関与する等これと交わりを持つ者をいう。）と認められるもの
- ⑦ 指定を請負とみなした場合に、地方自治法第 92 条の 2、第 142 条、第 166 条第 2 項及び第 180 条の 5 第 6 項の規定に抵触するもの。ただし、地方自治法施行令第 122 条及び第 133 条の規定に該当する場合を除く。

なお、応募以後、上記の欠格条項に該当した場合、指定管理者の候補者となること

はできません。

## 6. 委託の禁止

管理業務を第三者に委託してはなりません。ただし、管理業務の一部であって、自ら行うことが困難であるものについては、市の承認を得て、委託することができます。

## 7. 募集要項の配布等

### (1) 配布場所

金沢市文化スポーツ局スポーツ部スポーツ振興課（金沢市役所南分室 1 階）

担当：山本、米澤

〒920-0999 金沢市柿木畠 1 番 1 号

TEL：076-220-2443 FAX：076-261-0257

E-mail：sports@city.kanazawa.lg.jp

### (2) 郵送

郵送を希望される場合は、返信先住所及び名称を記載した返信用封筒（角 2 サイズ以上）に 250 円分の切手を貼付し、同封のうえ、上記あて請求してください。

### (3) 配布期間

平成 28 年 7 月 1 日（金）～ 7 月 25 日（月）

（閉庁日を除く 午前 9 時～午後 5 時 45 分）

### (4) ホームページ

下記ホームページからも募集要項と提出書類の様式を入手できます。

<http://www4.city.kanazawa.lg.jp/13021/shiteikanri/shiteikanri.html>

（金沢市ホームページ「いいね金沢」指定管理者制度）

## 8. 提出書類

### (1) 金沢プール指定管理者指定申出書（様式第 1 号）

ただし、グループ応募の場合は、グループ構成団体一覧（様式第 1 号の 2）、グループ応募理由及びグループ内業務分担表（様式第 1 号の 3）、共同事業体協定書兼委任状（様式第 1 号の 4）を添付してください。

### (2) 金沢プール指定管理者事業計画書（様式第 2 号）

### (3) 金沢プールの管理に関する業務の収支予算書（様式第 3 号（その 1））

金沢プールの管理に関する業務の収支予算書（平成 28 年度分）（様式第 3 号（その 2））

### (4) 金沢プール管理運営費提案書（様式第 4 号（その 1））

金沢プール管理運営費提案書（平成 28 年度分）（様式第 4 号（その 2））

記入に当たっては、仕様書に添付された「金沢プール標準管理運営費積算表」及び「金沢プール標準管理運営費積算表（平成 28 年度分）」を参考とし、提案書に指定予算額と記されている経費については各々の「標準管理運営費積算表」の金額を

記入してください。なお、今後、消費税及び地方消費税に係る税率の引上げが見込まれますが、提案に当たっては、現在の税率（消費税率 6.3%、地方消費税率 1.7%）に基づき積算してください。

(5) 申出団体概要調書（様式第 5 号）

申出団体の定款、規約又はこれらに類する書類及びパンフレット等団体の概要が分かる資料も添付してください。

(6) 法人にあつては、当該法人の登記事項証明書

(7) 誓約書（様式第 6 号）

(8) 申出団体の国税の納税証明書（平成 28 年 7 月以降に発行したもの）

(9) 市税滞納有無調査承諾書（様式第 7 号）

(10) 申出団体の経営状況に関する書類

申出団体の申出日の直近 2 事業年度の財務諸表（貸借対照表及び損益計算書又はこれらに類する書類。注記含む。）

(11) 職員・従業員等調書（様式第 8 号）

(12) 申出団体に類似施設等の管理運営実績がある場合においては、類似施設等管理運営実績表（様式第 9 号）

(13) 申出団体が ISO9001 の認証を取得している場合においては、認証取得証明書（写）

(14) その他金沢市が必要があると認める書類

なお、グループ応募の場合、(1)～(4)はグループ名称で提出し、(5)～(14)は代表団体及び構成団体の全てについて提出してください。

## 9. 応募者説明会

(1) 内容

応募方法、応募書類、指定管理業務等について説明会を開催します。

応募される法人等及びグループは、この説明会に必ず参加していただくことが必要となります。

仕様書、審査項目、標準管理運営費積算表は、説明会で配布します。

参加者は、応募を予定する 1 法人等又は 1 グループについて 3 名以内とします。

説明会では、金沢プールの施設見学を行います。（ただし、竣工前のため、可能な範囲で実施）

(2) 日時

平成 28 年 7 月 26 日（火）午後 2 時 ～ 4 時（午後 1 時半より受付）

(3) 場所

金沢市民野球場（金沢市磯部町ニ 45 番地）1 階 会議室

(4) 参加申込

応募・現地説明会参加申込書（別記様式 1）を提出して参加してください。

申込期限は、説明会開催日の前日の午後 5 時 45 分までとします。

申込先は、スポーツ振興課とします。

## 10. 応募書類の提出

### (1) 提出期間

平成 28 年 7 月 27 日（水）～9 月 2 日（金）

（閉庁日を除く。午前 9 時から午後 5 時 45 分まで）

\* 郵送の場合は当日消印有効とします。

### (2) 提出先

スポーツ振興課

### (3) 提出物（次の①及び②のいずれも必要です。）

① 提出書類 各 1 部（日本工業規格 A 4 サイズ）

② 上記提出書類のうち、様式第 1 号から様式第 9 号までの電子データを格納した CD-R（必ず応募者の名称を記載したラベルを貼付してください。）

## 11. 質問等

募集要項、その他募集に関しては、下記により質問を受け付けます。

質問は、質問書（別記様式 2）に記入の上、スポーツ振興課まで E-mail 又はファックスで送るか、持参してください。口頭による質問は受け付けません。

質問に対しては、後日、E-mail 又はファックスで回答します。

質問の期限は、8 月 19 日（金）午後 5 時 45 分までとします。

## 12. 指定管理者候補者の選定

### (1) 選定方法

金沢市指定管理者選定会による 1 次審査（書類審査）及び 2 次審査（面接審査（プレゼンテーション））の結果を踏まえて、指定管理者候補者を選定します。

### (2) 1 次審査

主な審査項目は、「安定的な管理運営の確保」「効率的な管理運営の実施」「専門的なサービスの提供」「利用者サービス向上」ですが、詳細については、応募者説明会時に資料を配布します。なお、1 次審査の結果は、10 月上旬頃に応募者全員（グループ応募の場合は、代表団体）にお知らせする予定です。

非選定の通知を受けた方は、通知をした日の翌日から起算して 7 日（金沢市の休日を含める条例（平成 2 年条例第 1 号）第 1 条に規定する市の休日を含めない。）以内に書面により、説明を求められます。

なお、その回答については、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して 10 日以内に書面により回答するものとします。

### (3) 2 次審査

2 次審査は、1 次審査通過者を対象に、10 月末頃に実施します。詳細については、1 次審査の結果通知に併せてお知らせしますが、提出した事業計画書等の内容について

て、選定員にプレゼンテーションを行い、選定員の質問に回答していただきます。

単独の応募の場合は代表者又はその代理の方を含む3名以内の出席を、グループ応募の場合は代表団体の代表者又はその代理の方を含む3名以内の出席をお願いします。

2次審査の結果は、2次審査を受けられた方全員（グループ応募の場合は代表団体）に、11月中旬頃までに文書でお知らせします。

非選定の通知を受けた方は、通知をした日の翌日から起算して7日（金沢市の休日を含める条例第1条に規定する市の休日を含めない。）以内に書面により、説明を求めることができます。

なお、その回答については、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日以内に書面により回答するものとします。

#### （4）選定結果等の公表

ホームページ上で、応募状況及び選定結果（指定管理者候補者名、主な選定理由、応募団体名等）を公表します。

### 13. 指定手続

指定管理者候補者については、地方自治法の規定に基づき、指定管理者として指定する議案が金沢市議会（平成28年度12月定例会に上程予定）で議決された後に指定管理者として指定する予定です。

### 14. 留意事項

（1）応募に関する費用は、応募者の負担とします。

（2）提出書類の取扱い

ア 事業計画書等の著作権は、応募者に帰属します。ただし、金沢市は、指定管理者の選定結果の公表等に必要の場合は、提案書の内容を使用できるものとします。

イ 金沢市が受理した提出書類は、理由の如何に関わらず返却しません。

ウ 金沢市が受理した提出書類の修正（軽微な修正を除く。）は認めません。

エ 必要に応じ、追加書類の提出を求めることがあります。

オ 情報公開の請求があった場合は、金沢市情報公開及び個人情報保護に関する条例（平成3年条例第2号）に基づき公開することとなります。

（3）応募書類の提出後に辞退する場合は、書面によるものとします。

### 15. 問い合わせ先

金沢市文化スポーツ局スポーツ部スポーツ振興課（金沢市役所南分室1階）

担当：山本、米澤

〒920-0999 金沢市柿木島1番1号

TEL：076-220-2443 FAX：076-261-0257

E-mail：sports@city.kanazawa.lg.jp

【スケジュール一覧】

募集要項の配布期間	平成 28 年 7 月 1 日 ～ 7 月 25 日
応募者説明会（施設見学）	平成 28 年 7 月 26 日
質問の提出期限	平成 28 年 8 月 19 日
応募書類の提出期間	平成 28 年 7 月 27 日 ～ 9 月 2 日
1 次審査（書類審査）	平成 28 年 10 月
1 次審査結果の通知	平成 28 年 10 月上旬頃
2 次審査（面接審査）	平成 28 年 10 月末頃
2 次審査結果（内定）の通知	平成 28 年 11 月中旬頃
指定管理者の指定	平成 28 年 12 月（平成 28 年度 12 月定例会月議会議決後）
協定の締結、業務開始	平成 29 年 1 月 1 日



## 別紙

### 金沢プール 施設概要

#### 1. プール等の概要

##### (1) 施設

ア 所在地	金沢市磯部町地内		
イ 施設規模	敷地面積：	75,994 m <sup>2</sup>	
	建築面積：	8,760 m <sup>2</sup>	
	延床面積：	14,090 m <sup>2</sup>	
	構造：	地下1階、地上3階	
		鉄筋コンクリート造（一部鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄骨造）	

##### ウ 施設内容

地下1階	熱源機械室：	160 m <sup>2</sup>
	電気室：	169.7 m <sup>2</sup>
	機械室：	1,920 m <sup>2</sup>
	消火ポンプ室：	26.1 m <sup>2</sup>
	E階段：	14.8 m <sup>2</sup>

##### 1階 50mプール（日本水泳連盟国際公認プール）

※25m（日本水泳連盟国際公認プール）併用

50m×25m 1,250 m<sup>2</sup>

レーン数：10レーン

可動床（水深0m～2.0m）及び可動壁

水量：3,290 m<sup>3</sup>

器具庫2：70.7 m<sup>2</sup>

プールサイド：1,214 m<sup>2</sup>

##### 飛込プール（日本水泳連盟国際公認プール）

25m×20m 500 m<sup>2</sup>

水深：3.5m～5.0m

水量：2,250 m<sup>3</sup>

高飛込用 10m、7.5m、5m 各1台

板飛込用 3m2基、1m2基

※6レーンの練習用として使用可

器具庫1：111 m<sup>2</sup>

プールサイド：652 m<sup>2</sup>

ジャグジー：11.3 m<sup>2</sup>

##### 25mサブプール

25m×17.5m 437.5 m<sup>2</sup>

レーン数：7レーン

水深：1.1m・1.35m2段オーバーフロー

水量：591 m<sup>3</sup>

器具庫3：110 m<sup>2</sup>

プールサイド：289 m<sup>2</sup>

電光表示設備			
可動床・可動壁設備			
選手控えスペース：	352 m <sup>2</sup>	(537席)	
採暖室：	15.6 m <sup>2</sup>		
アクアラウンジ1：	106 m <sup>2</sup>		
アクアラウンジ2：	129 m <sup>2</sup>		
飛込トレーニングルーム：	118 m <sup>2</sup>		
諸室	事務室：	136 m <sup>2</sup>	
	湯沸室2：	4.3 m <sup>2</sup>	
	受付	16 m <sup>2</sup>	
	中央監視室：	49.3 m <sup>2</sup>	
	休憩室：	13.6 m <sup>2</sup>	
	休憩室内更衣室1：	3.6 m <sup>2</sup>	
	休憩室内更衣室2：	3.6 m <sup>2</sup>	
	第1会議室：	45.2 m <sup>2</sup>	
	第2会議室：	42.2 m <sup>2</sup>	
	応接室：	43.9 m <sup>2</sup>	
	授乳室：	13.1 m <sup>2</sup>	
	大会控室：	49.4 m <sup>2</sup>	
	選手控室：	62.6 m <sup>2</sup>	
	監視員室1：	18.5 m <sup>2</sup>	
	監視員室2：	15 m <sup>2</sup>	
	湯沸室1：	4.3 m <sup>2</sup>	
	医務室：	13.1 m <sup>2</sup>	
	第1役員室：	46.7 m <sup>2</sup>	
	第2役員室：	30.2 m <sup>2</sup>	
	放送・記録室：	61.4 m <sup>2</sup>	
エントランスホール：	377 m <sup>2</sup>		
エントランス：	261 m <sup>2</sup>		
男子一般更衣室：	105 m <sup>2</sup>	(シャワー 6ブース)	
男子選手更衣室：	89.1 m <sup>2</sup>	(シャワー 4ブース)	
女子一般更衣室：	116 m <sup>2</sup>	(シャワー 6ブース)	
女子選手更衣室：	95.7 m <sup>2</sup>	(シャワー 4ブース)	
多目的更衣室1：	11.3 m <sup>2</sup>	(シャワー 1ブース)	
多目的更衣室2：	12.1 m <sup>2</sup>	(シャワー 1ブース)	
便所男1：	27.7 m <sup>2</sup>	(小5穴、大3穴)	
便所男2：	21.4 m <sup>2</sup>	(小3穴、大3穴)	
便所男3：	25.9 m <sup>2</sup>	(小3穴、大4穴)	
更衣室内男便所：	2.3 m <sup>2</sup>	(1穴)	
便所女1：	30.3 m <sup>2</sup>	(5穴)	
便所女2：	21.2 m <sup>2</sup>	(4穴)	
便所女3：	23.7 m <sup>2</sup>	(4穴)	
更衣室内女便所：	2.3 m <sup>2</sup>	(1穴)	
多目的便所1：	9.2 m <sup>2</sup>	(1穴)	

	多目的便所 2 :	7 m <sup>2</sup> (1 穴)
	その他 :	924 m <sup>2</sup>
	自動扉設備 :	合計 5 基
	エレベーター :	1 基
2 階	ロビー	491.6 m <sup>2</sup>
	観覧席 :	779.1 m <sup>2</sup> (564席、車いす15席)
	アクアブリッジ	202 m <sup>2</sup>
	ギャラリーテラス	350 m <sup>2</sup>
	ギャラリースペース	28.6 m <sup>2</sup>
	便所男 4 :	28.2 m <sup>2</sup> (小 5 穴、大 3 穴)
	便所男 5 :	28.2 m <sup>2</sup> (小 5 穴、大 3 穴)
	便所女 4 :	33.3 m <sup>2</sup> (6 穴)
	便所女 5 :	33.3 m <sup>2</sup> (6 穴)
	多目的便所 3 :	6.5 m <sup>2</sup> (1 穴)
	多目的便所 4 :	6.5 m <sup>2</sup> (1 穴)
	倉庫 2 :	10.4 m <sup>2</sup>
	その他 :	760 m <sup>2</sup>
3 階	観覧席 :	511 m <sup>2</sup> (1,012席)
	後方通路 :	109.4 m <sup>2</sup>
	その他 :	231.7 m <sup>2</sup>